

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年五月二十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入^{サツ}シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>ガラダシマブ製剤 グセルクマブ製剤</p> <p><u>PH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)</u>・ボルヒアルロニダーゼ</p> <p>別表第九の一の三 注入器加算に規定する注射薬</p> <p>別表第九に規定する注射薬のうち、PH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、ペグセタコプラン製剤、ロザノリキシマブ製剤及びPH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤以外のもの</p> <p>別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬</p> <p>PH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤</p> <p>ペグセタコプラン製剤</p> <p>ロザノリキシマブ製剤</p> <p><u>PH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)</u>・ボルヒアルロニダーゼ</p> <p>アルファ製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入^{サツ}シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>ガラダシマブ製剤 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>別表第九の一の三 注入器加算に規定する注射薬</p> <p>別表第九に規定する注射薬のうち、PH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、ペグセタコプラン製剤及びロザノリキシマブ製剤以外のもの</p> <p>別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬</p> <p>PH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤</p> <p>ペグセタコプラン製剤</p> <p>ロザノリキシマブ製剤</p> <p>(新設)</p>